

**大阪市新型インフルエンザ等対策
事業者・職場における
対策ガイドライン**

平成 27 年 7 月

目 次

第1	はじめに	1
1	被害想定	1
2	市行動計画における発生段階と主な対策	2
第2	新型インフルエンザの感染予防のための基礎知識	3
1	新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い	3
2	インフルエンザの感染経路	3
3	インフルエンザの症状及び治療法	4
	(1) インフルエンザの症状	4
	(2) インフルエンザの治療法	5
4	インフルエンザの感染予防策	5
	(1) 外出後の手洗い等	5
	(2) 流行前のワクチン接種	5
	(3) 適度な湿度を保つ	5
	(4) 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取	6
	(5) 人混みや繁華街への外出を控える	6
5	インフルエンザの感染拡大防止策	6
	(1) 咳エチケット	6
	(2) インフルエンザにかかったときの対応	7
第3	B C P (Business continuity planning) の策定	8
1	新型インフルエンザ等対策における B C P	8
	(1) 事業継続の方針	9
	(2) 事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定	11
	(3) 重要な要素・資源の確保	12
2	業務継続のための対策	15
	(1) 業務継続のための対策例	15
	(2) 発生時における感染対策	15
	(3) 各発生期における留意点	20
	(4) その他の留意点	21
第4	新型インフルエンザ等対策体制の検討	22
1	危機管理体制の整備	22
2	情報収集	22

第1 はじめに

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生していますが、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

新型インフルエンザ等が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、平成 24 年に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、市においては、これに基づき、平成 26 年に大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定、以降、対策の強化を図っております。

新型インフルエンザ等発生時には、市行動計画に基づき、国や大阪府、医療関係機関等関係団体と連携協力して、市民の生命と健康を守り、市民生活、市民経済に及ぼす影響を最小限にするため、可能な限りの対策を講じることとしておりますが、対策の実効性を高め、新型インフルエンザ等の被害をできるだけ抑えるためには、各事業者の業務継続や職場における感染対策などの取り組みが不可欠です。

特措法においては、指定地方公共機関※1は業務計画の策定が義務付けられ、登録事業者※2には、登録の際に業務継続計画（BCP）の策定が必須とされておりますが、これらに該当しない事業者全般においても、新型インフルエンザ対策を正しく理解するとともに、BCPの策定などの対応が望まれます。

更に、事業所では多数の従業員が閉じられた同じ空間で働くことが多く、業務を継続する上でも、従業員間の感染を防ぐために、感染対策を的確に行うことが必要です。

このため、当ガイドラインは、各事業者やその職場において、主体的に新型インフルエンザ等対策に取り組む際に、参考として頂くために作成するものです。

※1 指定地方公共機関とは、特措法第 2 条第 7 号に基づき、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

※2 登録事業者とは、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務、又は府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者をいう。

1 被害想定

当ガイドラインにおける被害想定は、市行動計画によることとし、り患者数は 25% の罹患率で約 67 万人、受診患者数の上限値は、約 51 万人としています。

また、新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- (1) 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校(学校教育法第 1 条第 1 項、第 124 条、第 134 条に規定する学校を指す。以下同じ)・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

2 市行動計画における発生段階と主な対策

市では、新型インフルエンザ等発生の状態に応じて、発生段階を定め、その段階に応じて対策を行っています。

発生段階	状 態	大阪市の主な対策
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	事前の準備 ・行動計画等の策定 ・医療体制の整備 他
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	感染を拡げないための対策 ・受診先を限定して医療の提供 ・外出やイベントの自粛要請 ・学校等の休校 等
	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	
府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者が誰と接触し、誰から感染したかわかっている状態	
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者が誰と接触し、誰から感染したかわからないほど、感染が広がっている状態	医療体制の移行 ・一般の医療機関で受診可能に 患者を増加させないための対策 ・外出やイベントの自粛要請 ・学校等の休校 等
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	次の流行期に備えた準備

※ウイルスの強さや感染の状況等に応じ、市対策本部で検討して効果的な対策を行います。

※発生段階と、そのときに府が行っている対策をＨＰ等で確認して対応してください。

第2 新型インフルエンザの感染予防のための基礎知識

1 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い

A型のインフルエンザは、その原因となるインフルエンザウイルスが少しずつ変化しながら、毎年世界中のヒトの間で流行しています。これを季節性インフルエンザといいます。

時として、この変化が大きいインフルエンザウイルスが現れることがあります。多くの国民が免疫を獲得していないことから全国的に急速にまん延することによって、国民の健康と生命、生活に、場合によっては医療体制を含めた社会機能や経済活動にまで影響を及ぼす可能性があるものを新型インフルエンザと呼んでいます。

過去に、新型インフルエンザは、大正7（1918）年（スペインインフルエンザ）、昭和32（1957）年（アジアインフルエンザ）、昭和43（1968）年（香港インフルエンザ）、平成21（2009）年（インフルエンザ（H1N1）2009）に発生しました。

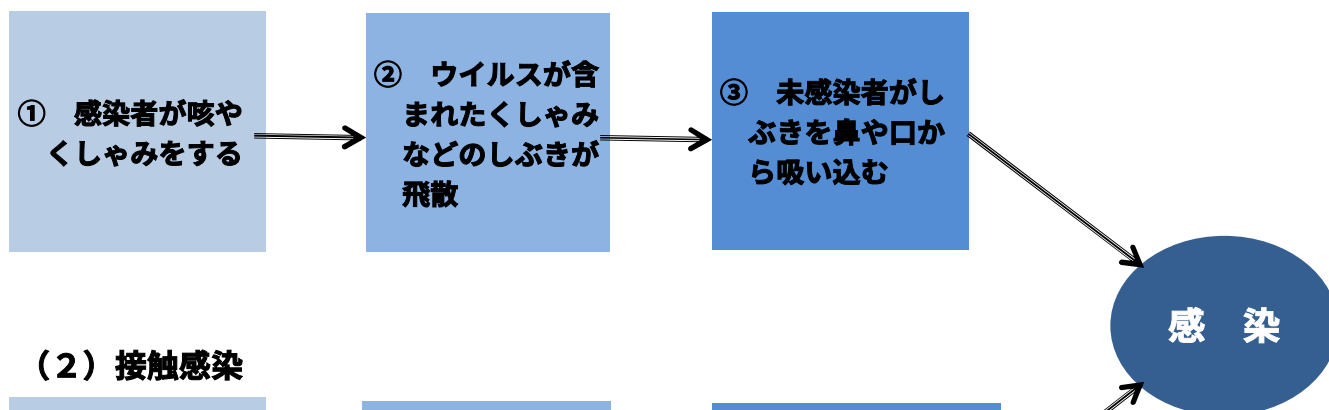
しかし、世界に流行が拡がり、多くの国民が新型インフルエンザに対して免疫を獲得するにつれ、このような新型インフルエンザも、季節的な流行を繰り返すようになります。平成21年に、わが国でも流行した新型インフルエンザ（H1N1）2009についても、平成23（2011）年4月からは、季節性インフルエンザとして取り扱われています。

次の新型インフルエンザウイルスがいつ出現するのか、誰にも予測することはできませんが、これまで出現した新型インフルエンザとは異なった性質を持つ可能性があります。

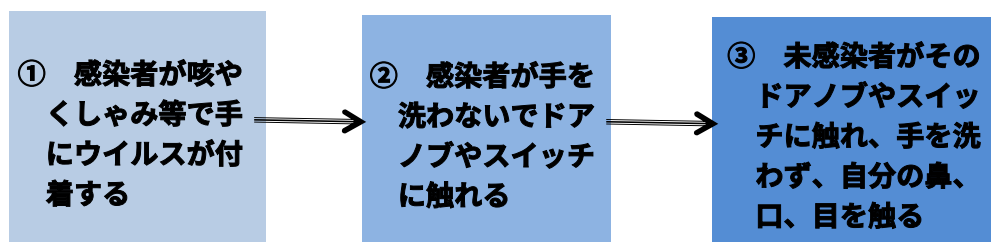
2 インフルエンザの感染経路

インフルエンザは、季節性、新型を問わず、飛沫感染、もしくは接触感染により人に感染する。

（1）飛沫感染



（2）接触感染



飛沫感染は、感染した人が咳やくしゃみをすることで飛んだ、しぶき(飛沫)に含まれるウイルスを、まだ感染していない人が口や鼻から吸い込んで、ウイルスが体内に入り込むことをいいます。

また、感染した人が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、ドアノブやスイッチ等触れると、その触れた場所にウイルスを含んだしぶき(飛沫)が付着することがあります。その場所にまだ感染していない人が手で触れ、さらにその手で自分の鼻、口、目を触ることにより、粘膜などを通じてウイルスが体内に入り感染します。これを接触感染といいます。

3 インフルエンザの症状及び治療法

(1) インフルエンザの症状

季節性インフルエンザに感染すると、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等全身の症状が突然現れます。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。

小児では、まれに急性脳症を、高齢の方や免疫力の低下している方では肺炎を伴う等、重症化することがあります。

《重症化しやすい人》

- ・高齢者 ・小児 ・妊婦
- ・基礎疾患のある方(慢性閉塞性肺疾患、ぜんそく、慢性心疾患、糖尿病等)

《季節性インフルエンザと新型インフルエンザの比較》

項目	季節性インフルエンザ	新型インフルエンザ
発病	急激	急激
症状 (典型例)	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等	未確定(発生後に確定) 発生したウイルスによって現れる症状が異なる
潜伏期間	2～5日	未確定(発生後に確定)
人への感染性	普通の風邪より強い	強い
発生状況	流行性 免疫を持つ人がいる	大流行(パンデミック) 免疫を持つ人がいない(少ない)
重症化	通常高齢者のうち基礎疾患のある方に多い	発生したウイルスによって、重症化しやすい世代が異なる場合がある
致死率※	0.1%以下	未確定(発生後に確定)

新型インフルエンザではないが、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)が鳥から人に感染した場合は、肺炎等の重篤な症状を呈する場合が多い。

※致死率＝一定期間における死亡者数／一定期間における罹患者数×100

(2) インフルエンザの治療法

季節性インフルエンザの治療には、医療機関にて処方される抗インフルエンザ薬（商品名：タミフル、リレンザなど）の投与が中心となります。

ただし、抗インフルエンザ薬の効果はインフルエンザの症状が出始めてからの時間や病状により異なるため、使用する・しないは医師の判断となります。

抗インフルエンザ薬の服用を適切な時期（発症から 48 時間以内）に開始すると、発熱期間は通常 1～2 日間短縮され、ウイルス排出量も減少します。

しかし、症状が出てから 2 日（48 時間）以降に服用を開始した場合、十分な効果は期待できません。効果的な使用のためには、用法、用量、期間（服用する日数、通常 5 日間）を守ることが重要です。

新型インフルエンザの場合、抗インフルエンザ薬の効果については不明ですが、通常は効果のあるものとして使用します。

4 インフルエンザの感染予防策

(1) 外出後の手洗い等

流水・石けんによる手洗いは、手指など体についたインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法であり、インフルエンザに限らず接触感染を感染経路とする感染症対策の基本です。

インフルエンザウイルスはアルコールによる消毒でも効果が高いことから、アルコール製剤による手指衛生も効果があります。

手の洗い方については、下記の大阪市のHPを参考にしてください。

【上手な手の洗い方】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000035/35966/tearai%5b1%5d.pdf>

(2) 流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、感染後に発病する可能性を低減させる効果と、インフルエンザにかかった場合の重症化防止に有効と報告されており、日本でもワクチン接種をする人が増加する傾向にあります。

(3) 適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。

特に乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適切な湿度（50～60%）を保つことも効果的です。

(4) 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を、日ごろから心がけましょう。

(5) 人混みや繁華街への外出を控える

インフルエンザの流行期には、特に高齢の方や基礎疾患のある方、妊婦、疲労気味、睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。

やむを得ず外出して人混みに入る可能性がある場合には、ある程度の飛沫等を防ぐことができる不織布（ふしょくふ）製マスクを着用することは、一つの防御策と考えられますが、人混みに入る時間は極力短くしましょう。

※不織布製マスクとは

不織布とは「織っていない布」という意味。繊維あるいは糸等を織ったりせず、熱や化学的な作用によって接着させて布にしたもので、これを用いたマスクを不織布製マスクといいます。

5 インフルエンザの感染拡大防止策

(1) 咳エチケット

インフルエンザの主な感染経路は、咳やくしゃみの際に口から飛ばされる小さな水滴（飛沫）による飛沫感染であることから、飛沫を浴びないようにすればインフルエンザに感染する機会は大きく減少します。

しかしながら、特に家族や学校のクラスメート等の親しい関係にあって、日常的に一緒にいる機会が多い人同士での飛沫感染を防ぐことは困難です。

また、インフルエンザウイルスに感染した場合、感染者全員が高熱や急性呼吸器症状など、同じ症状を呈してインフルエンザと診断されるわけではありません。

感染しても、全く症状のない不顕性感染例（症状が出ない場合）や、感冒様症状のみでインフルエンザウイルスに感染していることを本人も周囲も気が付かない軽症例も少なくありません。

したがって、インフルエンザの飛沫感染対策としては、以下の咳エチケットを普段から実行することが重要です。

- ①他の人に向けて、咳やくしゃみをしないようにしましょう。
- ②咳やくしゃみが出るときは、マスクを着用しましょう。
- ③手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時は、すぐに手を洗いましょう。

飛沫感染対策ではマスクは重要ですが、感染した人がマスクをする方が、感染を抑える効果は高いとされています。

(2) インフルエンザにかかったときの対応

他人に感染させないことが重要であり、同居する家族、特に重症化しやすい高齢の方や小児等とはなるべく接触しないよう心がけ、できるだけ家族と離れて療養しましょう。

また、以下の点について留意しましょう。

- ①**感染予防のため、部屋の換気を心がけましょう。**
- ②**咳が出るときは感染した人がマスクを着用しましょう。**
- ③**他の人に感染させないため、発症した日の翌日から7日を経過するまで、または解熱した日の翌々日までのいずれか長い方が経過するまでは、人混みへの外出は控えるとともに、職場等は休みましょう。**
- ④**具合が悪ければ早めに医療機関を受診しましょう。**
※新型インフルエンザの場合は、府内未発生期～府内発生早期までは、受診を受け付ける医療機関を限定して医療を提供することとしています。詳細は、P.17～19 を参照してください。
- ⑤**安静にして休養をとりましょう。特に、睡眠を十分にとりましょう。**
- ⑥**水分を十分に補給しましょう。**
- ⑦**感染した人に接触するとき、感染してない人は、念のためマスクを着用し、接触後は手を洗いましょう。**

以上「4. インフルエンザの感染予防策」、「5. インフルエンザの感染拡大防止策」でお示した、個人レベルの感染対策は、季節性、新型を問わず、インフルエンザの感染防止に有効ですので、日ごろから身に付けておきましょう。

第3 BCP（Business continuity planning）の策定

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）において、中小企業の多くが、貴重な人材を失ったり、設備を失ったことで、廃業に追い込まれました。また、被災の影響が少なかった企業においても、復旧が遅れ自社の製品・サービスが供給できず、その結果、顧客が離れ、事業を縮小し従業員を解雇しなければならないケースも見受けられました。

特措法の制定により、新型インフルエンザ等への対策は、国家の危機として災害対策と同様の対応が求められております。

緊急事態はいつ発生するか予測不可能であり、BCPとは、こうした緊急事態への備えのことをいいますが、突発的な緊急事態がBCPの想定どおりに発生するはずはなく、また、BCPを策定していても、普段行っていないことを緊急時に行うことは、実際には難しいものです。

緊急事態において的確な決断を下すためには、あらかじめ対処の方策について検討を重ね、日頃から継続的に訓練しておく必要があります。

経営者は、日々の経営の中で雇用・人材育成、税制対応や事業承継等について検討しているべきものでありますが、BCPの策定・運用、すなわち事業継続への取組みは、決して特別なものではなく、雇用・人材育成等と同様に、日々の経営の一環として取り組んでいくものとされています。

そして、BCPを策定・運用することで、緊急時の対応力が鍛えられることに加え、平常時にも大きなメリットを得ることができます。

例えば、BCPの策定により、自社の経営の実態（在庫管理の実態、顧客管理の実態 等）が把握でき、こうした日々の経営管理を再確認することができ、取引先や社外からの信用が高まり中長期的な業績向上も期待できます。

（中小企業庁HP一部抜粋）

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

1 新型インフルエンザ等対策におけるBCP

新型インフルエンザ等を対象とするBCPは、地震災害を対象としたものと、共通する要素もありますが、両者の相違点を把握したうえで、事業継続を検討する必要があります。

地震災害に対しては、重要業務の選定を行い、それらの中断を防止することや、できる限り早期の復旧を図ることが事業継続方針とされています。

他方、新型インフルエンザ等に対しては、事業を継続することに伴い、従業員や訪問者、利用客等が感染する危険性（リスク）と、経営維持・存続のために収入を確保する必要性等勘案し、重要業務の選定を行い、事業継続のレベルを決める必要があります。

更に、指定(地方)公共機関及び登録事業者については、特措法上、新型インフルエンザ等対策実施の責務や業務継続の努力義務が課されています。

新型インフルエンザ等が大流行した場合、その影響は長期間に渡り全世界に及び、サブ

ライチェーンの確保が困難になることも予想されます。

事業者は、重要業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、新型インフルエンザ等発生時においても、重要業務が継続できるよう国内外の取引事業者とともに必要な対策について周知な検討を行う必要があります。

【参考】BCPにおける地震被害と新型インフルエンザ等の被害の比較

項目	地震対策	新型インフルエンザ等対策
事業継続方針	可能な限り事業の継続、早期復旧を図る	感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続レベルを決定する
被害の対象	主として、施設・設備等、社会インフラの被害大	主として人の生命、健康への被害大
地理的な影響範囲	被害が地理的・局地的 (代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)	被害が国内全域、全世界的規模 (代替施設での操業や取引事業者間での補完が不確実)
被害の期間	過去の事例から、ある程度の影響想定が可能	長期化すると考えられるが、不確実性が高く、影響予測が困難
災害発生と被害制御	主に兆候がなく、突発する被害規模は事後の制御が不可能	海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 被害規模は感染対策により左右される
事業への影響	事業を復旧すれば業績回復が期待できる	集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

(1) 事業継続の方針

一般の事業者においては、事業継続の程度についての決定は、従業員や訪問者、利用客等の感染対策の実施を前提として、事業者自らの経営判断として行われます。

①留意点

ア．府内発生早期

感染対策や業務の縮小・休止などの対策を積極的に講じて、大流行を遅らせることが有効とされます。

イ．府内感染期

経営に重大な影響を及ぼさないような方策を構築しておく必要があります。

ウ．小康期

事業を円滑に復旧するための方策を構築しておく必要があります。

②特別な対応が必要な事業者

ア．指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、特措法において、法人として自ら事前に策定した業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策を実施する責務があります。

イ．登録事業者

登録事業者は、特措法において、事業継続の努力義務があることから、業務継続計画の策定が必要です。

ウ．施設の使用制限等の対象となる事業者

施設の使用制限等(特措法第45条)の対象は、下表区分1・区分3に該当する施設です。

区分	対象施設
区分1	○学校 ○保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る)
区分2	・病院又は診療所 ・卸売市場、食料品売場 ・飲食店、料理店 ・ホテル又は旅館 ・簡易泊所又は下宿 ・車輛の停車場又は船舶、旅客機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・工場 ・銀行 ・事務所 ・保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署 ・公衆浴場 その他
区分3	・大学、専修学校(高等課程を置く専修学校を除く)、各種学校その他これらに類する教育施設 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・展示場 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他国民生活及び国民経済の安定を確保するために必要な物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く) ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ・体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場その他これらに類する運動施設又は遊技場 ・博物館、動物園、水族館、美術館又は図書館 ・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊戯施設 ・理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を含む店舗 ・自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する学習支援を含む施設 ※上記の施設のうち、1,000㎡超の施設が対象。

【施設区分ごとの留意点】

- 区分1に該当する施設は、積極的な休業要請等の対象とされます。
- 区分2に該当する施設は使用制限の要請等の対象とはならないが、一定の感染対策が求められます。
- 区分3に該当する施設は、感染拡大の抑制の必要に応じ、使用制限の要請等の対象となります。

- ・上記、施設の使用制限等の対象となる事業者は、要請等が行われることを前提として、事業継続方針の立案が必要となります。

- ・施設利用者には、使用制限対象施設であることを事前に理解していただく必要があります。
- ・特措法第 45 条により、府民全般に対して外出自粛の要請を行うこともありますが、この要請が行われた場合には、利用客等の大幅な減少が予測されることから、これを前提として事業継続方針を立案する必要があります。

※詳細については、まん延防止マニュアル参照してください。

(2) 事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定

- ・全ての事業者において、一部の従業員が感染したり、サプライチェーンに制約を受けることが想定されます。
- ・事業者は、新型インフルエンザ等発生時の事業継続レベル(継続、縮小、中止)を発生段階ごとに特定する必要があります。

①一般の事業者

- ・新型インフルエンザ等発生時の事業に対する需要の変化を予測し、従業員の感染リスクと経営維持の観点から総合的に判断の上、重要業務を絞り込む必要があります。
- ・社会活動が一定期間低下するため、需要が減少することが考えられますが、業種や品目によっては、需要の増加が見込まれます。

②指定(地方)公共機関、登録事業者

- ・府内感染期においても新型インフルエンザ等対策の実施や府民生活、府民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めることが求められます。
- ・必要な重要業務を特定するとともに、重要業務の継続に不可欠な取引事業者や必要な資源又は継続可能性の改善に対応が必要なボトルネックを洗い出しておきましょう。
- ・府内感染期においても重要業務が継続できるよう、取引事業者等関係者と必要な新型インフルエンザ等対策について協議、検討を行いましょう。

(3) 重要な要素・資源の確保

- ・ 新型インフルエンザ等発生時、特に緊急事態宣言発出時には、社会活動が低下し、従業員の中にも自ら発症者、又は家族が発症し看病のため欠勤する者が出てきます。
- ・ 事業所における重要業務を継続するため、それ以外の業務を縮小する等の措置を行うことが想定されます。
- ・ あらかじめ、重要業務の継続に不可欠な要素・資源を洗い出し、確保するための方策を講じておく必要があります。

① 人員確保のための留意点

- ・ 自社や取引先の従業員の 40%程度が 2 週間程度欠勤するケースを想定し、継続する業務を絞り込んでおきましょう。
- ・ 地域や業種によっては、40%以上欠勤する可能性があることを想定し、数通りのケースについて検討しておくことが望まれます。

【従業員自ら発症する以外に欠勤が予想されるケース】

- ・ 府内発生早期以降、学校・保育施設等の休業や、一部福祉サービスの縮小等により、共働きの世帯や要介護者のいる世帯等は、出勤が困難となる場合があります。
- ・ 感染の疑いのある者について、外出自粛を要請される場合があります。
- ・ 特に、同じ職場で患者が発生した場合、濃厚接触者が自宅待機するケースも想定されます。

【濃厚接触者について】

感染症法における新型インフルエンザ等に「かかっていると疑いに足りる正当な理由のある者」であり、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まりますが、患者と同居する家族等が想定されます。

濃厚接触者の定義の参考例は以下のとおりです(ウイルスの特性によって異なります。)

「濃厚接触者」とは、症例（患者、疑似症患者）が発症したと推定される日の 1 日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

ア．世帯内接触者

患者、疑似症患者と同一の住所に居住する者

イ．医療関係者等

個人防護具(PPE)を装着しなかった場合、又は正しく着用しなかったなど必要な感染対策なく患者や疑似症患者の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者。

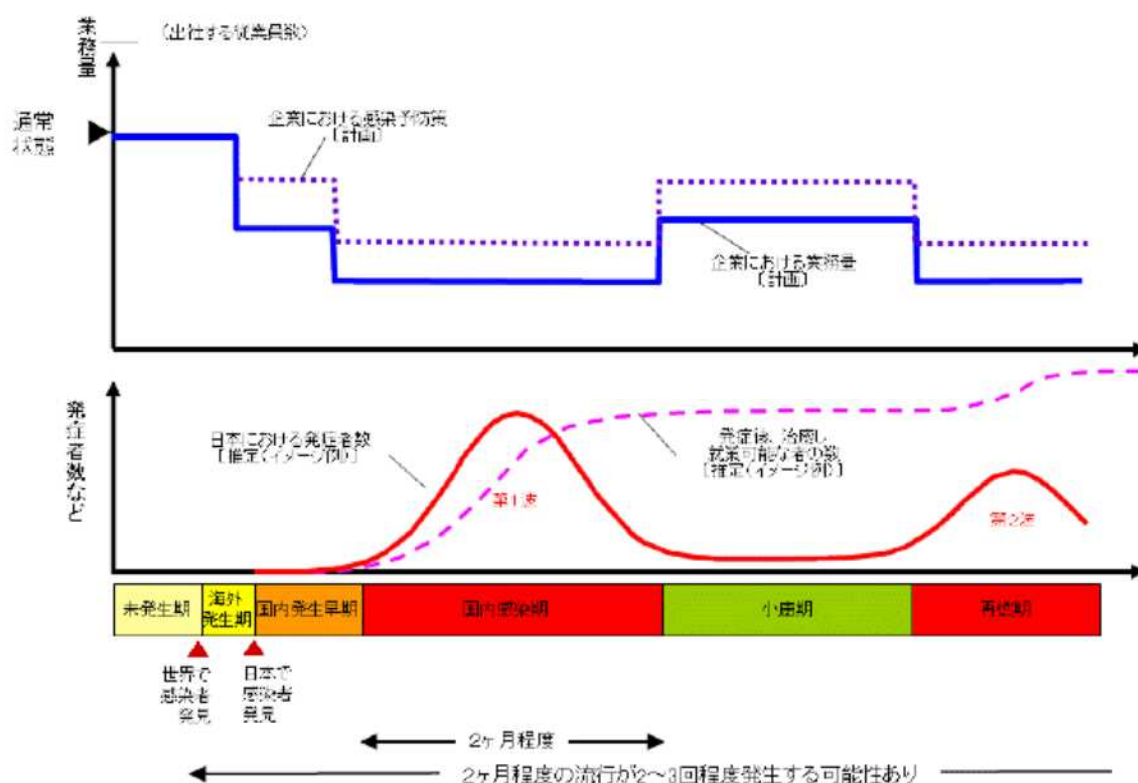
ウ．汚染物質への接触者

患者、疑似症患者の血液、体液、分泌液(痰等)などに、必要な感染対策なく接触した者等

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染対策なく患者、疑似症患者と接触があった者

- ・新型インフルエンザ等発生時の事業者において業務量、就業可能な者の数等のイメージは、「新型インフルエンザ等発生時の事業継続の時系列イメージ」のとおりで、早い段階で感染対策を講じることや欠勤者が増加する前に計画的に業務量を減少させることが、重要業務を継続させるために必要です。
- ・事業者の重要な意思決定を行う者等については、事業規模等に応じて交代勤務等を取り入れ、事業者の意思決定を行う代替要員が同時に発症しないような体制（スプリットチーム）を整備することも必要と考えられます。

新型インフルエンザ等発生時の事業継続の時系列イメージ



②サプライチェーンの確保

重要業務を継続するには、事業規模等に応じ、その継続に不可欠な取引事業者を洗い出して、発生時の事業継続のレベルについて、あらかじめ調整し必要な措置を講じる必要があります。

ア．取引事業者間で、事前対策の促進について相互協力するとともに、発生時の相互支援等について決定します。

イ．調達困難となる原材料等については、備蓄を増やす等の措置を行います。

※新型インフルエンザ等においては震災とは異なり、基本的にはライフライン、交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売は府内感染期においても必要最低限度は維持されると想定されます。

③事業縮小による法的課題への対応

事業縮小によって、法律問題が発生しないかどうか、あらかじめ確認が必要です。

- ア. 新型インフルエンザ等の影響により業務を縮小、停止した場合、免責となるかどうか、約款、契約等を確認し、必要に応じて取引先関係者と協議、見直しを行いましょう。
- イ. 新型インフルエンザ等発生時に従業員に対して勤務を命じる場合の留意点について検討しておきましょう。

④事業者内外のコミュニケーション

従業員の安心と社会的信用を保つために、事業者内外のコミュニケーションについて検討が必要です。

- ア. 感染対策の内容、継続する事業の内容とレベルについて、従業員及び取引先にあらかじめ周知し、理解を求めておく必要があります。
- イ. 事業所内での患者の発生や業績への影響等について、適時適切に対応できるよう広報体制を確立しておく必要があります。

2 業務継続のための対策

- ・事業を継続する場合、事業者は、従業員の感染拡大防止のための措置のほか、訪問者、利用客等に対しても感染対策の遵守を要請することもあります。また、職場とともに、従業員の日常生活におけるリスクを下げることもについても検討する必要があります。

(1) 業務継続のための対策例

目的	区分	対策例
従業員の感染リスク低減	業務の絞り込み	○重要業務への重点化
	全般	○在宅勤務の実施 ・在宅勤務実施のための就業規則等の見直し ・通信機器等の整備
	通勤（都市部での満員電車・バス）	○混雑時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車、自転車、徒歩等による出勤の推進
	外出先等	○出張や会議の中止 ・対面の会議を避け、電話会議やテレビ会議等を活用する。
	その他の施設	○社員寮、宿直施設での接触距離を保つ ・食堂や風呂の利用を時間制にする等
職場内での感染防止	患者（発熱者）の入場防止のための検温	○発熱している従業員や訪問者の出入りを制限する。 ・通常、38℃以上の発熱が目安であるが、それ以下でもよい（耳での測定の場合、外気温の影響を受けやすいことに注意する）
	一般的な対人距離を保つ	○事業所の使用スペースを制限する ○食堂等の時差利用により接触距離を保つ ○時差出勤等活用し、職場の人口密度を下げる
	飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ	○マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの励行、職場の清掃、消毒
	手洗い	○事業者に入る前の手洗い励行 ・手指消毒場所の設置や速乾性消毒用アルコール製剤の配備
	訪問者の氏名、住所の把握	○訪問者の氏名、住所を把握 ・濃厚接触者の特定や感染対策に活用する ・海外からの来訪者は本国での住所、直前の滞在国、旅券番号等を把握する
欠勤者が出た場合に備えた代替要員の確保		○スプリットチーム制 ・意思決定者等代替要因が限定されている者の交代勤務や異なる場所での勤務 ○保育・介護する家族のある職員の欠勤に備える

(2) 発生時における感染対策

①従業員に対する注意喚起

- ・38℃以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出社しないこと。
- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策等を行うこと。
- ・外出時には、公共交通機関のラッシュ時等人混みを避けること。

- ・症状のある人(咳やくしゃみ等)には極力接触せず、接触した場合は手洗い等の感染対策を行うとともに、手で顔等にふれない（接触感染を避ける）こと。

②職場における感染対策の徹底

- ・前ページの「業務継続のための感染対策例」を参考に、感染対策を行います。

③職場の清掃、消毒

職場内の感染防止のため、清掃、消毒においては、以下の点に留意してください。

ア．ふき取り清掃

- ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机やドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等不特定多数の人が触れるところをふき取り清掃します。
- ・頻度については、不特定多数の人が触れる可能性によって異なるが、最低1日1回は行うことが望ましいでしょう。
- ・従業員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該従業員の机の座席の周辺や触れた場所等の消毒剤によるふき取り清掃を行います。
- ・清掃催業者は、必要に応じ、市販品の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行います。
- ・作業後は、流水、石けんを用いた手洗い又は、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用いた手指消毒を行います。
- ・清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯し、使用した器材は直接手で触れないように水で洗います。

イ．食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンについては、洗浄・清掃を行います。衣類やリネンに患者由来の体液（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、その箇所をアルコール製剤で消毒します。

ウ．床の清掃

患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、濡れたモップ、雑巾による、ふき取りを行います。

明らかに患者由来の体液が存在している箇所については消毒を行います。

エ．消毒剤

インフルエンザウイルスに対する消毒薬として、次亜塩素酸ナトリウム、エタノール等が有効です。次亜塩素酸ナトリウムは家庭用漂白剤として市販され、商品名としてキッチンハイターやブリーチなどがあります。エタノールについては、薬局などにて消毒用エタノール（70 から 80%エタノール製剤）として売られています。

消毒薬の使用法として、塩素系漂白剤についてはキッチンハイターであれば水1 L に対しキッチンハイター5 m l（200 倍希釈）として使用します。

消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため避けてください。

④従業員の健康状態の確認

- ・欠勤した従業員本人や家庭の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触の可能性の確認）や欠勤理由の把握を行います。
- ・本人や家族が感染した疑いがある場合には、速やかに事業所に連絡することを徹底させる必要があります。

⑤事業所で従業員が発症した場合の対処

ア．府内未発生期～府内感染早期まで

- ・新型インフルエンザ等の感染力等に応じて、発症の疑いのある従業員を会議室等の別室に移し、他の従業員等との接触を防ぎます。
- ・発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、マスクや手袋等の個人防護具を装着した従業員が発症者にマスクを着けた上で介助します。
- ・帰国者・接触者外来に限定して新型インフルエンザ等の診療を行うため、帰国者・接触者外来を紹介する帰国者・接触者相談センターに電話し、発症した日時と現在の症状を伝え、搬送先や搬送方法等について情報を得ましょう。
- ・帰国者・接触者相談センターは、新型インフルエンザ等発生後に開設されるため、大阪市のHP等で電話番号を確認してください。
- ・搬送先や搬送方法等については、発症者ごとに変わる可能性があるため、発症者の発生ごとに、帰国者・接触者相談センターに連絡を取ってください。
- ・府内発生早期までは、患者及びその疑いが高い者は、感染拡大を防止するため、全員、感染症指定医療機関等の専門の医療機関での入院による治療となります。
- ・同居者の家族が発症した場合、従業員自身が濃厚接触者として外出制限を要請される可能性が高いことから、国が提供する外出制限期間の基準等の情報を入手しておきましょう。

イ．府内感染期

- ・感染が拡大した府内感染期に入ると、帰国者・接触者外来に限定した診療ではなく、一般の医療機関で診療するため、帰国者・接触者相談センターに連絡する必要はありません。
- ・速やかに退社させ、医療機関の受診を勧めてください。
- ・退社の際は、感染を拡げないように、マスク着用や咳エチケットを励行するよう促すとともに、できるだけ公共交通機関を使用せず、自家用車等による送迎等配慮してください。

【参考：新型インフルエンザ等発生時の医療機関の受診方法（市民向け対策ガイドから転載）】

新型インフルエンザ等の府内未発生期～府内発生早期には、感染の拡大を防止するため、診療する医療機関が限定されています。

府内未発生期～府内発生早期の間に発症した場合は、帰国者・接触者相談センターに電話し、帰国者・接触者外来の紹介を受けてから受診しましょう。

- ・帰国者・接触者相談センターの電話番号は、発生後直ちに公表されます。
- ・帰国者・接触者外来を設置している医療機関は非公開となっていますので、必ず、帰国者・接触者相談センターで紹介してもらいましょう
- ・府内感染期では、受診できる医療機関を限定せず、内科や小児科等の一般の医療機関で診療を行います。

①発生早期における医療機関受診手順

感染の可能性がある方は、極力他の人に接触しないよう、また感染を拡大させないよう、下記の手順により、医療機関を受診しましょう。

1 帰国者・接触者相談センターに電話する

- ・帰国者・接触者相談センターは発生後に開設され、電話番号が公表されます。
 - ・相談センターのオペレーターに症状を告げましょう。
 - ・発生した新型インフルエンザにかかっている可能性が高い場合は、帰国者・接触者外来を設置する医療機関の紹介を受けましょう。
- ※感染していない患者との接触を避けるため、医療機関では帰国者・接触者外来の専用入口を設けている場合や、診療時間を区切っている場合があるため、医療機関の場所、及び外来の診察可能時間、外来の専用入口などの注意点も併せて伝えられます。

2 医療機関を受診する

- ・受診するときは、必ずマスクを着用しましょう。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけましょう。
- ・受診に際しては、周囲への感染を避けるため、公共交通機関を利用せず、自家用車等を利用しましょう。
- ・紹介された医療機関には、診察可能日時に専用の入り口から入りましょう。

感染していることが確認又疑われる場合

- ・病状に関わらず、原則として、入院して治療を受けることになります。
- ・感染している可能性の高い同居者等の濃厚接触者は、外出自粛を要請され、保健所へ健康状態を報告することが感染症法により定められています。
- ・状況に応じ、抗インフルエンザ薬の予防投与を受けることがあることから、保健所等からの説明をよく聞きましょう。

②府内感染期(府内で感染が拡大している時期)における医療機関の受診

- ・原則として、内科や小児科等インフルエンザを診察する一般の医療機関で新型インフルエンザの診療を行います。
但し、慢性疾患を専門医診療する医療機関や、透析センター等新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関を除きます。
- ・原則として、軽症者は自宅で療養し、重症者は入院して治療します。
- ・新型インフルエンザに感染している可能性があり、一般の医療機関を受診する場合は、マスクを着用し、マスクがない場合は、咳エチケットを励行しましょう。
- ・医療機関を受診する際は、公共交通機関ではなく、極力、自家用車等を利用し、周囲に感染を拡げないようにしましょう。

③治療法のない新感染症の場合

- ・新型インフルエンザ以外の治療法のない新感染症が発生した場合の医療体制は、発生したウイルスの特性に応じて決定することとなるため、国や大阪府、大阪市から公表される受診方法に従って診療を受けましょう。

⑥海外勤務従業員等への対応

- ・新型インフルエンザ等の発生国に駐在する従業員及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する必要があります。
- ・発生国への海外出張については、やむを得ない場合を除き中止することをお勧めします。
- ・感染に拡大により、欠航等により帰国が困難になる可能性や感染しても現地で十分な医療が受けられない可能性、更に帰国しても新型インフルエンザの場合、最大10日間、入国できず、停留される可能性があることなどを考慮し、発生国以外の出張についても原則、中止・延期を含めて検討する必要があります。

(3) 各発生期における留意点

新型インフルエンザ等の発生状態ごとの人員計画においては、以下について参考にしてください。

発生状況	留意点
海外で発生	・ 海外での感染症情報の入手方法の検討 ・ 海外勤務者及び海外出張者がいる事業者については、現地勤務の継続方針や、帰国させる際の手段等についてあらかじめ決定。
府内で患者が発生	・ 事業者が感染対策を実施した場合、ある程度業務に支障が生じることが考えられることから、その影響も加味した上で人員体制を考える必要がある。 ・ 学校等の臨時休業や福祉サービスの一部休止が想定され、従業員の出勤にも影響が及ぶことが想定される。事業者はあらかじめ欠勤の可能性の高い従業員の把握し、代替要員の確保、在宅勤務の可否、又は復帰までの業務の一時休止を検討する必要がある。 ・ 出張や会議の中止等従業員含む多数の者が接触する機会を減らす。 ・ 満員電車等の利用を避けるため、時差出勤の採用、自家用車等の出勤の許可、在宅勤務への切り替え等を行う。 ・ 感染した訪問者等があった場合は、濃厚接触した従業員が感染防止のため自宅待機となることも想定した人員計画の策定が必要。
府内で感染が拡大	・ 事業所内で感染が拡大している場合は、一時休業について検討する必要がある。 ・ 従業員自ら感染もしくは家族が感染することから、従業員の40% 2週間にわたり欠勤することを想定した人員計画を策定する必要がある。 ・ 新型インフルエンザ等発生の影響が長期間に及んだ場合、事業によっては財政対策(キャッシュフローの確保等)の検討を行う必要が生じる。
一旦感染が収束	・ 感染し、治癒した従業員は免疫を獲得していることから、治癒した従業員を考慮した人員計画を策定する必要がある。

（４）その他の留意点

- ・訓練やシミュレーションを実施し、従業員のＢＣＰへの理解を深めるとともに、ＢＣＰの改善を行きましょう。
- ・対策に必要な物品を備蓄する必要があります。
- ・新型インフルエンザ等が発生時には、事業所内で感染拡大しないよう、感染が疑われる従業員等は、早めに医療機関を受診し、一定期間自宅待機することを徹底してください。
- ・新型インフルエンザ等に感染した従業員については、国が発症から治癒するまでの期間が示されますが、概ね１～２週間は自宅待機させます。
- ・医療機関での診療体制への混乱を回避するため、従業員に対し、自宅待機後の出勤に際し、治癒証明書等の提出は求めないようにしてください。
- ・従業員に対し、新型インフルエンザ等に関する基礎知識や医療機関の受診方法等について、普及啓発を行ってください。

※市民向け新型インフルエンザ対策ガイド参照

（参考）大阪市防災・減災条例におけるＢＣＰ

大阪市においては、災害から生命、身体及び財産を守るため、大阪市防災・減災条例（平成 26 年大阪市条例第 139 号）を制定し、平成 27 年 2 月 1 日から施行しています。

条例においては、防災・減災対策を推進していくための事業者の責務として、ＢＣＰを作成しそれに基づく対策を行うよう努めることが定められています。

特措法の制定により、新型インフルエンザ等への対策は、国家の危機として災害対策と同等の対応が求められていることから、事業者による事業継続への取組みが必要となっています。

「大阪市防災・減災条例」より抜粋

（事業者の責務）

第 9 条

2 事業者は、基本理念にのっとり、防災・減災及び災害が発生した場合における事業の継続又は早期の再開に関する計画を作成するよう努めなければならない。

第4 新型インフルエンザ等対策体制の検討

1 危機管理体制の整備

(1) 基本方針・意思決定方法の検討

B C Pの立案、とりわけ事業継続の基本方針等の策定については、経営責任者を中心に、危機管理・重要業務の実施部門・労務・人事・財務・広報の責任者、加えて就業規則や労働安全衛生に関わることから、従業員代表、産業医を交えて検討することが必要です。

【検討内容の例】

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の危機管理体制
- ・ 新型インフルエンザ等発生時においても継続する業務内容や縮小する業務の仕分け
- ・ 職場での感染対策の実行等に関する基本方針
- ・ 意思決定方法
- ・ B C Pの初動及び主要な対応、代替意思決定体制
- ・ 複数の事業所がある場合には、流行時には各事業所で意思決定が必要であることから、本社の対策本部と連携し、迅速な意思決定を行う体制

(2) 危機管理体制の構築

- ・ 発生時における経営者をトップとした危機管理組織を設置し、事業所の感染予防、事業継続に関する意思決定体制を構築しておきます。

(3) 日常の対応

- ・ B C Pや感染対策について、社内に普及啓発、訓練等を実施するための体制を整備しておきましょう。
- ・ 産業医や近隣の医療関係機関等と連携し、感染対策等についての専門的な情報提供や助言等のサポート体制を整備しておくことをお勧めします。

2 情報収集

国内外の情報を収集し、事業所内で共有する体制を整備する。

【大阪府の情報例】

① 府ホームページ

- ・ 報道資料提供 <http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin>
- ・ 大阪府感染症対策情報
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/index.html>
- ・ 大阪府立公衆衛生研究所 <http://www.iph.pref.osaka.jp/>

② ツイッター <https://twitter.com/osakaprefPR> https://twitter.com/osaka_bousai

③フェイスブック <https://www.facebook.com/osaka.pref>

④専用ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/sinfulu/index.html>

※新型インフルエンザ等発生時には、ポータルサイトに切り替わるとともに、府民からの一般的な相談に応じるコールセンターが立ち上がることをとしています。

【大阪市の情報例】

①市ホームページ

・報道資料提供 <http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/0-Curr.html>

・大阪市感染症対策情報

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000025741.html>

・大阪市立環境科学研究所 <http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000008417.html>

②ツイッター・フェイスブック

http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/2231-0-0-0-0.html

https://twitter.com/osaka_bousai

③専用ホームページ

http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/716-1-16-7-0.html

【国等の新型インフルエンザ等関連情報ホームページ】

内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

厚生労働省インフルエンザ情報

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html

検疫所 <http://www.forth.go.jp>

国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

国立感染症研究所感染症疫学センター <http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

外務省（「海外安全ホームページ」） <http://www.anzen.mofa.go.jp>

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/topic/data/e90401j.html>

農林水産省

鳥インフルエンザ関連 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/doue/tori/index.html>

新型インフルエンザ関連 <http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/shininful.html>

国土交通省 http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terro_tk_000010.html

海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/security/index.html>

環境省

鳥インフルエンザ関連 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
新型インフルエンザ関連 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/>

世界保健機関（WHO）

- ・ トップページ <http://www.who.int/en/>
- ・ インフルエンザ関連 <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>
- ・ 鳥インフルエンザ関連 http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

※その他、必要に応じ、官邸ホームページ等において新たにページを設ける場合があります。